

第1章 児童委員制度の概要

1 児童委員の設置の背景

昭和22年の児童福祉法の制定により児童委員が誕生し、昭和23年の民生委員法の制定以来、民生委員が児童委員を兼務しています。また、平成元年12月の一斉改選時から、民生委員の委嘱状に児童委員である旨が明記されました。これは、核家族化の進行や女性の就労の増加などにより、こどもと家庭を取り巻く環境が変化し、子育てへの社会的支援の必要性が増すなかで、児童委員の役割・活動がますます重要になってきたことを受けて、民生委員が児童委員でもあることを再確認するために、改めて明記することとされたものです。

2 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱

(1) 委嘱

民生委員・児童委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、知事が県の社会福祉審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣に推薦し、この推薦により厚生労働大臣から委嘱されます。

(2) 解嘱

民生委員・児童委員の解嘱は、本人の辞職願の提出により行われるのが原則ですが、本人に辞職の意志がない場合でも、次のいずれかに該当したときは、知事は社会福祉審議会の同意を経て厚生労働大臣に具申し、この具申により厚生労働大臣は解嘱できることになっています。

- ア 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- イ 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- ウ 民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- エ 職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合

3 民生委員・児童委員の定数

民生委員・児童委員の定数は、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、市町村長の意見を聴いて定めます。県内市町村民生委員・児童委員の定数は下表のとおりです。

[民生委員・児童委員の定数(人)] 令和7年12月1日現在

市町村名	定 数	市町村名	定 数	市町村名	定 数
宮崎市	741	三股町	50	都農町	28
都城市	348	高原町	31	門川町	47
延岡市	322	国富町	48	諸塙村	15
日南市	174	綾町	17	椎葉村	16
小林市	123	高鍋町	48	美郷町	41
日向市	143	新富町	34	高千穂町	53
串間市	84	西米良村	10	日之影町	24
西都市	87	木城町	15	五ヶ瀬町	21
えびの市	61	川南町	33		
合 計					2,614

4 民生委員・児童委員の資格及び任期

(1) 資格

民生委員・児童委員は市町村の議会の議員の選挙権を有する者で、以下の基準に照らして民生委員・児童委員として適當である者でなければなりません。

[選任基準（「宮崎県民生委員・児童委員選任基準」より抜粋）]

- ア 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉及び児童福祉の増進に熱意のある者であること。
 - ① 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - ② その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域住民が気軽に相談に行けるような者
 - ③ 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
 - ④ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - ⑤ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に关心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- イ 地域住民の信頼が厚く、地域福祉の向上に積極的な活動が期待できる者
- ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政治目的のために利用しない者
- エ 活動するにあたって時間的に余裕があると認められ、かつ長期不在のおそれがないこと。

(2) 任期

民生委員・児童委員の任期は3年で、令和7年12月1日付け一斉改選に伴い令和10年11月30日までが任期となります。

また、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間となります。

5 児童委員の任務と心構え

(1) 児童委員の任務

ア 地域における活動の推進

こども、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域においてこどもの健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、こどもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めます。

イ 関係機関との連携・協力

こども、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力します。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされていますが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力します。

(2) 児童委員の心構え

ア 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域におけるこども、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務に鑑み、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高めます。

イ 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくります。

ウ 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処します。

エ 住民の立場に立った活動

支援を必要とするこども、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、こども及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することが原則です。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努めます。

6 児童委員の活動

(1) 実情の把握と記録

ア 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握します。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努めます。

イ 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とするこども、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握します。また、市町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告します。

ウ 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票（参考資料 IX児童委員の活動要領を参照）を参考に正確に記録を行うよう努めます。

なお、個人の秘密の保持には十分留意します。

(2) 相談・支援

担当区域内のこども、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努めます。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行います。

相談・支援の代表的な事例としては、以下のようなものがあります。

ア 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行います。

イ 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とすることも及びその保護者、妊娠婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行います。特にこどもに関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行います。

ウ 委託による指導

県知事又は児童相談所長の措置により、こどもやその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導します。

エ 施設に入所中の子どもの家族等及び施設から退所した子ども等に対する支援

児童福祉施設に入所中の子どもの家族等について、また施設から退所する子ども及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その子ども及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努めます。

オ 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所、里親支援センター等に連絡するなど、里親の開拓に協力します。

カ 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨します。

② 市町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言します。

(3) こどもの健全育成のための地域活動

地域において子どもの健全育成を行う者等と連携し、以下のような活動を行い、子どもの健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めます。

ア 子どもの健全育成のための地域活動の促進

① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、子どもの健全育成に関する活動に対し援助・協力します。また、地域におけるボランティア活動への子どもの参加を促進・支援します。

② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与します。

③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をしています。

イ 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力します。

ウ 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

① 児童福祉文化財の健全化を図るため、県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に發揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供します。

② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努めます。

エ 施設の設置及び子どもの居場所の確保の促進等

子どもの居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進します。

オ 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から子どもを守るために、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努めます。

また、子どもの自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努めます。

カ 子どもの非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等子どもの非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある子どもの把握とその補導、更生に努めます。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、子どもを取り巻く家庭及び地域環境の改善、整備に努めます。

(4) 児童虐待への取組み

全国的に児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、本県においても児童相談所等に対する虐待の相談件数も高止まりの状況であることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行います。

ア 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援することなどにより、児童虐待の発生を予防します。

イ 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図ります。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

ウ 再発防止

市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行います。

エ 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市町村において、こども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画します。

(5) 意見具申

ア 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところによりこども等に係る措置、それに要する費用負担等について、県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき、こども等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力します。

イ 自発的な意見具申

こども等に関する施策及びその実施について、こども等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出します。

(6) 連絡通報

保護者のいないこども、虐待を受けていると思われるこども、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要なこども、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報します。

こども、妊産婦、母子家庭等に關し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市町村長を経由しますが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市町村長に報告します。

7 民生委員児童委員協議会について

(1) 組織

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）」に所属し活動をしています。民児協には、民生委員法第20条により市町村の一定区域ごと（町村は原則として全域に一区域）に設置が定められている法定単位民児協と、市、区または郡、都道府県・指定都市に組織される連合民児協とがあります。

(2) 民児協の活動

民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施したりしています。個人としての民生委員・児童委員を組織としての民児協が支え、さらには民児協として関係機関・団体と連携・協働して地域福祉の推進に取り組んでいます。各民児協において、地域の実情に即した重点目標を掲げ、地域住民が安心して生活できるまちづくりのためにさまざまな取組をしています。